

## 【三重県立稲生高等学校同窓会会則】

- 第 1 条 本会は三重県立稲生高等学校同窓会と称する。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦を計るとともに、母校との連携を密にし、母校の発展に貢献することとする。
- 第 3 条 本会の事務局を三重県立稲生高等学校内に設置する。
- 第 4 条 本会の会員は次のものとする。  
(1) 正 会 員 三重県立稲生高等学校の卒業生。  
(2) 特別会員 三重県立稲生高等学校の現職員及び旧職員。
- 第 5 条 本科に下記の役員を置く。  
会 長 1 名 会を代表する。  
副 会 長 2～3 名 会長を補佐し、会長事故ある時、之を代理する。  
書 記 2～3 名 会の書記を行う。  
会 計 2～3 名 会の会計を行う。  
幹 事 各期 2 名 会の企画運営を行う。  
会計監査 2 名 会の出納を監査し、総会でその結果を報告する。
- 第 6 条 役員を選出及び任期は下記のとおりとする。  
(1) 会長・副会長・書記・会計及び会計監査は総会において選出する。  
(2) 役員の任期は 1 年とする。但し、再任は妨げない。
- 第 7 条 本会に顧問を置く。顧問は学校長及び元会長とし会長の諮問に応じる。
- 第 8 条 役員会・総会の開催については次のように行う。  
(1) 役員会 会長が招集し、本会の事業運営について役員会で決定することができる。総会の開催が困難な場合は、役員会で決定する。  
(2) 総 会 本会の総会は、原則として年 1 回 8 月に開くこととする。但し、必要に応じて会員の発議により、臨時総会を開くことができる。
- 第 9 条 本会のすべての議事は、出席者の過半数の同意により決定する。
- 第 10 条 本会は次の事業を行う。  
(1) 母校の発展に必要な事業。  
(2) その他
- 第 11 条 本会の経費は会費及び寄付金をもってこれに充てる。入会に際しては終身会費として 5,000 円を徴収する。
- 第 12 条 本会の会計年度は、7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。
- 第 13 条 本会の会則は、総会出席者の過半数の賛成により、変更することができる。
- 附 則 この会則は、昭和 61 年 3 月 1 日から施行する。  
平成 12 年 8 月 13 日 一部改正  
平成 13 年 7 月 29 日 一部改正  
平成 24 年 8 月 5 日 一部改正